

訪問介護サービスの基本報酬引き下げによる影響 への対策を早急に求める意見書

2024年（令和6年）4月の介護報酬改定において、介護人材の確保と定着に重きが置かれ、多くのサービスの基本報酬の引き上げが行われた一方で、「訪問介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「訪問リハビリテーション」の4つの訪問型サービスの基本報酬は引き下げられた。

厚生労働省は訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、利益率が他の介護サービスより高いことをあげている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているもので、中山間地域の利用者が多い地域の介護現場では、人手不足の中、しかも訪問先の移動距離も長く、都会のような効率性が得られないため、基本報酬が引き下げられたことで、従来通りの人件費が確保できない状況に陥っている。

本市においても、訪問介護事業所のヘルパーの成り手がいない中、ヘルパーの高齢化による離職が増加し、結果として事業所の閉鎖、利用者の利用制限、訪問地域の限定など、利用者の希望に応じられない状況である。

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていく、その実現のために介護保険が始まった。身体介護、生活援助など訪問介護は、高齢世帯の方や要介護者の方にとって、在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。

厚生労働省は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が増加することは必至と予想されている。

訪問介護は特に人手不足が深刻である。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。

については多様な地域の実情に合った地域包括ケアシステムの進化、持続可能な介護保険制度の実現に向け、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 訪問介護の基本報酬の引き下げの影響を可及的速やかに調査の上、とりわけ中山間地域などで経営が悪化している小規模な訪問介護事業者など、地域や経営実態に対応し、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。
- 2 実際の処遇改善加算手続きにおいては、小規模事業者であっても申請から支給まで早期に円滑に行われるよう要件を見直すこと。
- 3 介護報酬改定は、介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率のみで判断せず、事業規模や地域などの実態を踏まえた収支差率の分析等を十分踏まえて判断すること。
- 4 訪問介護事業所の経営難の原因になっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

塩 尻 市 議 会